

長期履修学生制度について

保健学研究科保健学専攻では、平成20年度から長期履修学生制度を導入しております。希望される方は、指導を受けようとする特別研究担当教員に充分相談の上、下記のとおり提出書類を添えて申請してください。

長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり**計画的に教育課程を履修し課程を修了する**制度。

- 対象者：（１）有職者（就職予定者）で、業務のため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
（２）家事、育児、介護等に従事するため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者

※外国人留学生の方（在留資格が「留学」の方）は原則長期履修の申請はできません。

長期履修期間：前期課程では標準修業年限に1年又は2年を加えた期間
後期課程では標準修業年限に1年～3年を加えた期間

※在学期間は標準修業年限の2倍の期間を超えることはできません。

※学年の始めから1年単位の期間に限ります。

制度申請期間：2025年2月19日（水）～2025年3月7日（金）

下記提出書類を、期間内に学務課大学院係に提出してください。

- 提出書類：（１）長期履修学生制度申請書
（２）研究指導計画書（修了までの計画をご記載ください。）
（３）職業を有している者については在職を証明する書類
（４）その他保健学研究科教務委員会が必要と認めた書類

※提出書類（１）と（２）の様式は、教務システムのお知らせのほか、保健学研究科ホームページ「お知らせ」https://www.health.gunma-u.ac.jp/?page_id=359からもダウンロードできます。

【申請書類の提出先】

窓口提出の場合：共用施設棟3階学務課大学院係

受付時間 8:30～17:00

郵送の場合：〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22

群馬大学昭和地区事務部学務課大学院係

Tel 027-220-7804 Fax 027-220-7798

※長期履修学生期間の授業料年額は、規定の授業料年額に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修学生として許可された在学年数で除した額となります。

※当初の計画より早く修了する場合、9月末および3月末に限り1年又は半期単位の短縮が可能です。

学位申請書類提出期間と同時期（9月末の場合：7月上旬、3月末の場合：1月上旬）に学務課大学院係へ「長期履修期間短縮願」をご提出ください。

ただし、所定の期日までに授業料の残額を一括で支払う必要がありますので、ご注意ください。

※長期履修適用中の方は、年度ごとに再申請する必要はありません。